

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営集落基盤整備事業綾歌中部地区（農道整備事業）咲屋地区外3）計画を平成27年2月6日変更した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成27年2月17日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

香川県知事 浜 田 恵 造